

平成23年度輸送の安全に関する計画（安全管理規程第7条関係）

実施日：平成23年4月1日～平成24年3月31日

	項 目	内 容	実施予定回数及び予定日等	
1	職員の教育・研修等の実施	(1)集合研修	①事故防止・接客サービス向上研修	年9回（1回25名程度受講）
			②接客サービス向上 フォローアップ研修	研修時間4H
			③新規採用乗務員教習	新規採用時
			④乗務経験1年未満乗務員研修	新規採用後1年以内（2月）
			⑤健康管理特別研修	年8回（1回22名受講）
			⑥安全マネジメント研修	研修時間4H
			⑦副所長・運行管理者研修	年1回（6月）
			⑧新任運行管理者教習	新任運行管理者採用時
			⑨整備管理者研修	年1回（4月）
			⑩整備管理者の補助者研修	補助者選任時
			⑪主任乗務員研修	年2回
			⑫スキルアップ職場研修	年2回（4月、10月）
		(2)現場研修	①安全運転者研修	年2回（5月、10月）
			②職場研修（自主研修）	月1回
		(3)個別研修	①事故惹起者研修	通年
			②苦情惹起者サービス規律違背者研修	通年
		(4)派遣研修	①副所長・運行管理者等派遣研修	年2回（6月、10月） 埼玉県トラック総合教育センター
			②業務課職員	年1回 7月 滋賀県クレフィール湖東研修所
			③業務課職員	年1回 研修時間4H
		(5)現場指導	①添乗指導	通年
②街頭指導	マナーアップ強化日 （毎月1日、15日） 接客サービス強化日 （毎月10日、20日）			
2	運転適性診断の実施		通年（事故対策機構及び4営業所）	
3	職員の健康管理	(1)看護師が、各営業所・出張所等を定期的に訪問し、職員（乗務員）の健康相談及び血圧測定を行い、指導・助言する。	営業所・月3回	
		(2)産業医が定期的に各営業所を訪問し、健康管理名簿記載者（生活習慣病等）の健康診断及び病欠者の出勤認定（病欠日数等による）の問診を行い、指導・助言する。	月2回	

		(3)営業所主幹が、日頃より職員の健康状態の把握に努め、健康管理（飲酒関係を含む）の指導を行うとともに、健康管理名簿記載者に対し、定期健康診断結果に基づき、個人面談を実施し指導・助言する。	4ヶ月ごと
4	「基本に忠実に！」運動の実施		通年
5	事故原因分析及び教育・指導の実施		通年 研修時間 4H
6	ヒヤリハット体験の活用		通年
7	路線巡回の実施及び情報提供		必要に応じて実施
8	安全だより等の広報誌の発行	(1)安全だより・安全速報の発行	定期的及び必要に応じて発行
		(2)接客だより・接客速報の発行	定期的及び必要に応じて発行
		(3)事故速報の発行	事故発生の都度発行
9	運行管理業務点検・指導		業務課（4月、9月、12月及び必要に応じて実施） 営業所（月1回）
10	安全総点検の実施	○年末年始の輸送の繁忙期において、輸送の安全を確保するため実施計画を策定し、年末年始の輸送等に関する安全総点検を実施する。	期間 12/10～1/10
11	エコドライブの取組み	(1)職場研修等でエコドライブに対する意識の高揚を図り、環境保全、燃費削減、交通事故の防止に役立てる。	7月・1月（強化月間） 毎月第一水曜（エコドライブの日）
		(2)エコドライブに対する意識の高揚を図る目的で、「ecoだより」を発行する。	年2回発行
		(4)営業所において、デジタルタコグラフの結果を活用して適切な助言をすることにより、エコドライブの意識の高揚を図る。	通年
12	交通安全標語の募集	○自動車部職員より交通安全標語を募集し、交通事故防止の徹底と交通安全に対する意識高揚を図るため標語を掲示し、啓発を図る。なお、最優秀作品等を表彰する。	年1回(5月)
13	災害・事故等対応訓練の実施		春・秋の全国火災予防週間 及び防災の日など
14	事故抑止運動	(1)営業所ごとに事故抑止目標を設定し、積極的に交通事故の抑止に努め、輸送の安全確保に取り組む。	通年
		(2)年間抑止目標達成営業所を表彰する。	4月表彰
		(3)始業点呼時等に、乗務員に対し、自ら定めた安全目標を宣言させ、また、終業点呼時に達成状況の報告を受け、相互に検証を行う。	毎日
15	事故防止コンクールの実施	(1)春・秋の交通安全県民総ぐるみ運動及び年末年始の輸送等に関する安全総点検に合わせ、輸送の安全に対する意識高揚を図る目的でコンクールを実施し、有責事故の少ない営業所を表彰する。	4月、9月、12月

		(2)年間を通し有責事故の少ない営業所を表彰する。	10/1～9/31
		(3)交通事故防止に努め、100日間無事故を達成した営業所を表彰する。	通年(達成日)
		(4)交通安全啓発実践キャンペーン「セーフティ123」への参加を促し、交通事故防止の意識の高揚を図る。	6月～10月
16	営業所対抗接客・接客コンクールの実施		10/1～10/31 11月表彰
17	乗務員のPDCA	乗務員の意識改革とその実践を促すため、乗務員一人ひとりが具体的な行動計画(項目:安全確保に関するものと接客向上に関するもの)を定め、評価し、改善する乗務員のPDCAを実施する。	6ヵ月ごと
18	バス添乗モニターの実施	本局管理要員及びバス添乗モニターにより、乗務員の接客及び安心を与える運転の実施状況を添乗調査する。	通年
19	輸送の安全に関する意見交換	乗務員との輸送の安全に関する意見交換を行い、安全に関する心構え・実践事項・意見・提案などを聞き、コメントし安全意識の高揚を図ることを目的に意見交換会を実施する。 ①事業管理者及び安全統括管理者と乗務員等との意見交換会 ②業務課職員等と乗務員等との意見交換会 ③営業所長・主幹と乗務員との意見交換会	①年1回以上 ②年1回以上 ③月1回程度
20	事業管理者による営業所等の巡視		年末年始及び年度始め
21	バス車両の確実な点検・整備の実施		各整備工場
22	バス停施設等の安全点検の実施		随時
23	輸送安全管理委員会及び各部会の開催		輸送安全管理委員会(毎月)
			事故調査防止部会(必要に応じて)
			整備管理部会(毎月)
			酒気帯び運転防止部会(必要に応じて)
24	内部監査の実施		年1回以上
25	受託者との連絡会議の開催	交通局と仙台交通(株)との連絡会議	月1回
		交通局とJRバス東北(株)との連絡会議	
		交通局と宮城交通(株)との連絡会議	
		交通局・JRバス東北(株)・宮城交通(株)との合同連絡会議	年2回